

◎新潟県告示第213号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項及び第7条第1項の規定により、第11次鳥獣保護事業計画、新潟県ツキノワグマ保護管理計画、新潟県ニホンザル保護管理計画及び新潟県イノシシ保護管理計画を変更したので、同法第4条第5項及び第7条第8項の規定により、当該計画を次のとおり縦覧に供する。

平成27年2月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 縦覧期間

平成27年2月27日から平成27年3月26日まで

2 縦覧の場所

県民生活・環境部環境企画課、各地域振興局健康福祉（環境）部、津川地区振興事務所

[本告示についての問い合わせ]

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

新潟市中央区新光町4番地1

電話： 025-280-5152